

官報

號外 昭和二十二年三月十八日

○第九十二回 貴族院議事速記録第十七號

昭和二十二年三月十七日(月曜日)午前
十時十四分開議

議事日程 第十七號

昭和二十二年三月十七日

午前十時開議

一 會計検査院法を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

○議長(公爵徳川家正君) 諸般の報告は、御異議がなければ朗讀を省略致します

【參照】

去ル十三日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

參議院議員選挙法の一部を改正する法律案

都道府縣及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ衆議院提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

選挙運動の文書圖画等の特例に関する法律案
同日左ノ質問主意書ヲ政府ニ轉送セリ
ローマ字教育に関する質問主意書
(田中館愛橋君提出)

官報號外 昭和二十二年三月十八日

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十二回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務省所管事務政府委員

内務事務官 荻田 保君

文部省所管事務政府委員

文部事務官 岡田 孝平君

同 同 福田 繁君

去ル十四日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

諸議員會特別報告第一號

一昨十五日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十二回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務省所管事務政府委員

内務事務官 鈴木 俊一君

同 同 柏村 信雄君

大藏省所管事務政府委員

大藏事務官 忠 佐市君

同 同 北島 武雄君

同 同 石原 周夫君

同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

會計検査院法を改正する法律案

○議長(公爵徳川家正君) 是より本日

の會議を開きます、去る十三日豫算委員木下謙次郎君、懲罰委員吉田久君、何れも都合に依り委員辭任の申出がございました、許可を致して御異議ございませぬか

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、就きましては第四部及び第六部に於て各、其の補關選舉を行はれむことを望みます

○議長(公爵徳川家正君) 是より議事日程に移ります、會計検査院法を改正する法律案、政府提出、第一讀會、金森國務大臣

〔國務大臣金森徳次郎君登壇〕

會計検査院法を改正する法律案

右 勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十二年三月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂

會計検査院法目次

第一章 組織

第一節 總則

第二節 検査官

第三節 検査官會議

第四節 事務總局

第二章 權限

第一節 總則

第二節 検査の範圍

第三節 検査の方法

第四節 検査報告

第五節 會計事務職員の責任

第六節 雜則

第三章 會計検査院規則

會計検査院法

第一章 組織

第一節 總則

第一條 會計検査院は、内閣に對し獨立の地位を有する。

第二條 會計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官會議と事務總局を以てこれを組織する。

第三條 會計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第四條 検査官は、兩議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

検査官の任命について、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

検査官の任免は、天皇がこれを認証する。

検査官は、年額五万円の俸給を受ける。

第五條 検査官の任期は、七年とし、一回に限り再任されることが出来る。

検査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間在任する。

検査官は、満六十五才に達したときは、退官する。

第六條 検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができなと決定され、又は職務上の義務に違反する事実があると決定された場合において、兩議院の議決があつたときは、退官する。

第四條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第七條 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。

第八條 検査官は、前二條の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。

第九條 検査官は、他の官を兼ね、又は國會議員、地方公共團體の吏員若しくは議會の議員となることのできない。

第十條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十一條 左の事項は、検査官會議でこれを決する。

一 第三十八條の規定による會計検査院規則の制定又は改廢

二 第二十九條の規定による検査報告

三 第二十三條の規定による検査を受けるものの決定

四 第二十四條の規定による計算証明に関する事項

五 第三十一條の規定による処分

六 第三十二條の規定による出納職員

七 第三十五條の規定による審査決定

八 第三十六條の規定による意見の表示又は処置の要求

九 第三十七條の規定による意見の表示

第十條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十二條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十三條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十四條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十五條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十六條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十七條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十八條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第十九條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十一條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十二條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十三條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十四條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十五條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十六條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十七條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十八條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第二十九條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第三十條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第三十一條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第三十二條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第三十三條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第三十四條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第三十五條 事務總局は、検査官會議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

事務総局に官房及び左の四局を置く。

検査第一局

検査第二局

検査第三局

検査第四局

官房及び各局の事務の分掌及び分課は、會計検査院規則の定めるところによる。

第十三條 事務総局に、事務総長一人、事務総局次長一人、秘書官、事務官及び技官を置く。

事務総長及び次長は、一級とし、秘書官は二級、事務官は一級、二級又は三級、技官は二級又は三級とする。

一級事務官は専任十一人とする。

第十四條 一級官吏は、検査官の合議で決するところにより、内閣でその任免、進退を行う。

事務総長及び次長については、官吏の任用裁級の資格に関する法令の規定は、これを適用しない。

二級官吏は、検査官の同意を経て事務総長の指名するところにより、内閣総理大臣においてその任免、進退を行う。

三級官吏は、事務総長においてその任免、進退を行う。

第十五條 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。

次長は、事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。

第十六條 各局長は、事務総長の推薦により、検査官の同意を経て一級の事務官のうちから、院長がこれを補する。

各局長は、局務を掌理する。

第十七條 秘書官は、検査官の命を受けて、機密に関する事務に従事する。

事務官は、官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。

第十八條 技官は、各局課に分属し、上官の指揮を受け、技術に従事する。

第十九條 會計検査院は、會計検査院規則の定めるところにより事務総局の支局を置くことができる。

第二章 権限

第一節 総則

第二十條 會計検査院は、日本國憲法第九十條の規定により國の收入支出の決算の検査を行う外、法律に定める會計の検査を行う。

會計検査院は、常時會計検査を行い、會計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

第二十一條 會計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確認する。

第二節 検査の範囲

第二十二條 會計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。

一 國の毎月の收入支出

二 國の所有する現金及び國有財産の受拂

三 國の債権の得喪又は國債その他の債務の増減

四 日本銀行が國のために取り扱う現金、貴金屬及び有價証券の受拂

五 國が資本金の二分の一以上を出資している法人の會計

六 法律により特に會計検査院の検査に付するものと定められた會計

第二十三條 會計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、左に掲げる會計経理の検査をすることが出来る。

一 國の所有又は保管する物品及び有價証券又は國の保管する現金

二 國以外のものが國のために取り扱う現金、物品又は有價証券の受拂

三 國が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を與えているものの會計

四 國が資本金の一部を出資しているものの會計

五 國が資本金を出資したものが更に出資しているものの會計

六 國が借入金金の元金又は利子の支拂を保証しているものの會計

七 國の工事の請負人及び國に対する物品の納入者のその契約に関する會計

會計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第三節 検査の方法

第二十四條 會計検査院の検査を受けるものは、會計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書及び証憑書類を、會計検査院に提出しなければならぬ。

國が所有し又は保管する現金、物品及び有價証券の受拂については、前項の計算書及び証憑書類に

代えて、會計検査院の指定する他の書類を會計検査院に提出することが出来る。

第二十五條 會計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることが出来る。

第二十六條 會計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。

第二十七條 會計検査院の検査を受ける會計経理に關し左の事実があるときは、本局長官又は監督官廳その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を會計検査院に報告しなければならない。

一 會計に關係のある犯罪が発覚したとき

二 現金、有價証券その他の財産の亡失を発見したとき

第二十八條 會計検査院は、検査上の必要により、官廳、公共團體その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。

第四節 検査報告

第二十九條 日本國憲法第九十條により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

一 國の收入支出の決算の確認

二 國の收入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不適合の有無

三 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたる事項の有無

四 予備費の支出で國會の承諾をうける手續を採らなかつたものの有無

五 第三十一條の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果

第六 第三十二條の規定による出納職員に対する検定

七 第三十四條の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

八 第三十六條の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

第三十條 會計検査院は、前條の検査報告に關し、國會に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することが出来る。

第五節 會計事務職員の責任

第三十一條 會計検査院は、検査の結果國の會計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく國に損害を與えたとき認めるときは、本局長官その他監督の責任に當る者に対し懲戒の処分を要求することができる。

前項の規定は、國の會計事務を処理する職員が計算書及び証憑書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第二十六條の規定による要求を受けこれに應じない場合に、これを準用する。

第三十二條 會計検査院は、出納職員が現金又は物品を亡失毀損したときは、善良な管理者の注意を怠つたため國に損害を與えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を檢定する。

会計検査院が弁償責任があると
検定したときは、本属長官その他
出納職員を監督する責任のある者
は、前項の検定に従つて弁償を命
じなければならぬ。
第一項の弁償責任は恩赦によら
なければ減免されない。

会計検査院は、第一項の規定に
より出納職員の弁償責任がないと
検定した場合においても、計算書
及び証拠書類の誤謬脱漏等により
その検定が不当であることを発見
したときは五年間を限り再検定を
することが出来る。前二項の規定
はこの場合に、これを準用する。

第三十三條 会計検査院は、検査の
結果國の会計事務を処理する職員
に職務上の犯罪があると認めたと
きは、その事件を檢察廳に通告し
なければならぬ。

第六節 雜則

第三十四條 会計検査院は、検査の
進行に伴ひ、会計整理に關し法令
に違反し又は不当であると認める
事項がある場合には、直ちに、本属
長官又は關係者に対し当該会計理
理について意見を表示し又は適宜
の処置を要求し及びその後の整理
については是正改善の処置をさせる
ことができる。

第三十五條 会計検査院は、國の会
計事務を処理する職員の会計整理
の取扱に關し、利害關係人から審
査の要求があつたときは、これを
審査し、その結果是正を要するも
のがあると認めるときは、その意
見を主務官廳その他の責任者に通
知しなければならない。

主務官廳又は責任者は、前項の
通知を受けたときは、その通知さ
れた意見に基いて適當な措置を採
らなければならぬ。

第三十六條 会計検査院は、検査の
結果法令、制度又は行政に關し改
善を必要とする事項があると認め
るときは、主務官廳その他の責任
者に意見を表示し又は改善の処置
を要求することが出来る。

第三十七條 会計検査院は、左の場
合には予めその通知を受け、これ
に對し意見を表示することができ
る。

一 國の会計整理に關する法令を
制定し又は改廢するとき
二 國の現金、物品及び有價証券
の出納並びに簿記に關する規程
を制定し又は改廢するとき

國の會計事務を處理する職員が
その職務の執行に關し疑義のある
事項につき會計検査院の意見を求
めたときは、會計検査院は、これ
に對し意見を表示しなければならない。

第三章 會計検査院規則

第三十八條 この法律に定めるもの
の外、會計検査に關し必要な規則
は、會計検査院がこれを定める。

附則

第一條 この法律は、日本國憲法施
行の日から、これを施行する。
第二條 左の法律は、これを廢止す
る。

明治二十九年法律第九十一號
(會計検査官退官ニ關スル法律)
會計検査官懲戒法

第三條 この法律施行前の事由に因
る出納官吏の弁償責任に關する第
三十二條第三項及び第四項の改正
規定の適用については、從前の規
定による判決は、これを同條第一
項の改正規定による検定とみな
す。

第四條 この法律施行の際現に存す
る會計検査院事務章程その他會計
検査院の制定に係る會計検査に關
する諸規程に定めた事項は、第三
十八條の改正規定による會計検査
院規則の制定があるまでは、なお
從前の例による。

第五條 この法律施行の際現に在職
する會計検査院長は、この法律に
より、會計検査院の長の任命があ
るまでは、會計検査院の長の地位
にあるものとする。

前項の會計検査院長及びこの法
律施行の際現に在職する部長又は
検査官のうち、同項の會計検査院
長の指名する者二人は、この法律
により、検査官の任命があるまで
は、検査官の職務を行うものとな
る。

この法律施行の際現に在職する
會計検査院長は、この法律によ
り、事務總長の任命があるまで
は、事務總長の職務を行うものと
する。

第六條 この法律施行の際現に在職
する部長、検査官、書記官、副檢
査官、理事官及び書記は、別に辭令
を發せられなければならないときは、同俸給を
以て事務官に任せられ、勅任の者
は一級、委任の者は、二級判任の者
は三級に敘せられたものとする。

この法律施行の際現に休職中の
會計検査院の職員は、別に辭令を
發せられないときは、休職のま
ま、前項の例により事務官に任せ
られたものとする。

第七條 この法律により初めて任命
される検査官のうち二人の任期
は、第五條第一項の規定にかかわ
らず、一人については三年、他の
一人については五年とする。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 只今上程
に相成りました會計検査院法を改正す
る法律案に付きまして、提案の理由を
説明致したいと存じます。會計検査院
法は、明治二十二年に制定されて以
來、今日迄特に重大なる改正もなく來
つたのであります。が、今日本國憲
法が施行せられますに付きましては、
民主政治を徹底して、殊に此の議
院内閣制の本旨を明に致しまする爲に
は、此の検査院に付きましての制度
を、權限と組織との兩面に互りまし
て、根本的に刷新を加へる必要がある
譯であります。そこで其の趣旨に従ひ
まして、本案を提出したのであります
が、此の法律案の内容に付きまして、
組織と權限との兩面に分ちまして、其
の大綱を申し上げますれば、組織に付
きましては、先づ會計検査院は、内閣
に對して獨立の地位を有すると云ふ
ことをはつきり掲げまして、さうして
尙三人の検査官を以て構成する検査官
會議と云ふものを本體と致しまして、
之に事務總局を加へまして、此の兩者
を以て會計検査院を組織することに
した譯であります。此の點は現在の會
計検査院の組織と可なり著しく違つて

居る點であります。で重要な事項
は、今申しました三人の検査官の會議
に依つて決定することに定めて居る譯
であります。次に會計検査院の検査官
の任命は、如何にするかと申しますと、
是は國會の、兩議院の同意を得ま
して、内閣が之を行ひまして、其の任
免に付きましては、天皇の認證を要す
るものと致して居ります。尙左様な場
合に於きまして、兩院が其の人事、任
命に付きましての同意を致しまする場
合に、若しも兩院の意見が一致しませ
ぬ場合に於きまして、どうするかと言
へば、それは憲法に内閣總理大臣の指
名の場合の規定があります。が、其の
やうな形に依りまして、衆議院の同意
を以て、兩議院の同意とすることに致
したのであります。會計検査院の長は
どうして出來るかと思ひますと、それ
は三人の検査官の互選に依りまして、
其の結果に付て内閣が之を命ずる次第
であります。尙は検査官に付きまして
は、其の職務が完全なりとも言ふべき
程度、の獨立を要する必要があるから
で、十分其の身分を保障しなければ
なりませぬから、之に關しまする規定
を法律案の中に設けて居ります。次に
事務總局はどう云ふ風であるかと申し
ますと、検査官會議の指揮監督の下
に於きまして、庶務と検査及び審査の
事務を掌るものであります。事務總
長其の他所要の職員を置くことと致し
て居ります。謂はば検査院の事務の中
に於きまして、執行的な事務は、事
務總局が致しまして、決定的なる事務
は検査官會議が之をなすと云ふ趣旨で
あります。次に問題を權限の面に移し
て考へて見ますと、會計検査院が憲

法及び法律の規定に基きまして、會計検査を行ふことは、是は當然のことでありまして、此の點に付きましては從來の通りであります。が、今回のことをみなく繼續して行ふと云ふ意味のことを法文の上に明かに致しました。尙検査の範圍に付きましては、從來の範圍よりも之を擴げまして、例へば一定額以上の資本金を出資して居る法人の會計を審査すると云ふやうな點を加へて居るのであります。次に會計検査院が検査をやつて居ります間に色々な取扱ふ者の違法なる行爲とか、不當なる行爲を認める場合が起りますし、又検査の結果法令、制度又は行政に付きまして、然るべき改善を必要とするやうな事項を認むることもありますので、左様な場合に於きましては、直ちに會計検査院が本部長官又は主務官廳等に對しまして意見を示したり、必要なる處置を、要求を致したりして、其の缺點を是正改善せしむる處置を爲さるることになつて居ります。且又同時に之を國會に提出致します所の検査報告の中にはつきり掲げると云ふ風に致して居ります。其の外尙検査報告には色々法律、政令、豫算に違反し、又は不當と認めた事項をも掲記するやうな譯になつて居ります。斯様に致しまして、検査報告が國會に提出せられます場合にはつきり、單に文書のみを以て國會に報告を致しますことは、詰り従前と同じやうな限度のことに致して置きました。十分に會計検査の趣旨が徹底しない譯でありますから、斯様な検査報告に關しまして、國會へ出席して説明をするやうな必要がありする時は、検査官を出席させることが出来ると云ふ風に

し、又書面で之を説明することも出来ること云ふやうな風に定めたのであります。尙其の外出納職員其の他の會計事務職員の責任に關する規定を整備致したり、或は又外部からの利害關係人から會計事務を處理する職員を取扱ひ振りに對しまして請求がありまると、之を審査を致しまして、其の結果是正を要するものがあれば、之に對して判定を主務官廳等に通知すると云ふやうな途をも設けまして、可なり多角形の考を以て會計經理の適正なる運行を期すると云ふ風に内容規定致して居ります。以上が大概の説明でございますが、宜しく御審議の上に御協賛あらむことを御願ひ致します。

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます。特別委員の氏名を朗讀致させます

〔宮坂書記朗讀〕

會計検査院法を改正する法律案特別委員

- | | | | |
|---------|--------|------|-----|
| 候補前田 | 利建君 | 伯爵柳澤 | 保承君 |
| 大谷 | 正男君 | 子爵森 | 俊成君 |
| 子爵藤井 | 兼誼君 | 子爵牧野 | 忠永君 |
| 子爵徳川 | 誠君 | 子爵三須 | 精一君 |
| 子爵岡 | 俊二君 | 市來 | 乙彦君 |
| 中村藤兵衛君 | 木下謙次郎君 | | |
| 戸口米次郎君 | 岸本彦衛君 | | |
| 上野喜左衛門君 | | | |

○議長(公爵徳川家正君) 逓信大臣より發言を求められて居ります。一松逓信大臣

〔國務大臣一松定吉君登壇〕

○國務大臣(一松定吉君) 三月十二日の御院に於ける參議院議員選舉法の一部を改正する法律案の特別委員會に於きまして、逓信省の政府委員より、來るべき參議院議員選舉に於て、候補者の使用すべき郵便葉書を一枚五錢にて差上げるやうに申上げたのは、其の後の研究の結果、是は無料にて差上げることに改めたのでございませぬ。全國の地域を目標として立候補せられる方には三萬枚、地域的の選舉をなさる御方には二萬枚、之を政府から無料で差上げると云ふことに致したのでございませぬ。過半政府委員の一枚五錢で差上げると云ふことを改めましたから、此の點をちよつと御報告申上げて置きます

○議長(公爵徳川家正君) 次會の議事日程は決定次第彙報を以て御通知に及びます。本日は是にて散會致します

午前十時二十七分散會